

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第3項の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、学校施設等に関する地球温暖化対策を進め、これを活用した環境教育の推進を図ることを目的とする。

2 事業の主体

地方公共団体

3 事業期間

事業期間は、原則として事業開始年度から3ヵ年とする。

4 事業採択

(1) 二酸化炭素削減効果の見積もり

補助金交付を希望する地方公共団体は、改修の計画に基づく二酸化炭素削減量を見積もり、環境省に提出すること。

(2) 事業の採択

以下の観点から有識者の意見を聴いて事業の採択を行う。

- ①二酸化炭素削減効果が高いものであること。
- ②学校の改修を行うハード事業と環境教育を行うソフト事業を組み合わせた事業の効果が高いものであること。
- ③その他事業の実施を効率的かつ有効的に実施できるものであること。

5 事業の実施方法等

(1) 事業の実施方法

住民、事業者、行政等の関係者を含む研究会等を設置し、当該研究会等において、調査・研究等を実施し、その結果に基づいて改修の計画及び設計等を実施すること。

(2) 対象事業

地方公共団体の設置している学校施設における改修等の事業であって、地域の特性を考慮した複数の地球温暖化対策技術が取り入れられていること。なお、断熱材を使用する場合は、ノンフロン断熱材とすること。

(3) 維持管理

改修した学校施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(4) 温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備の改修、改善等により削減されたエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 環境教育の実施

児童生徒、住民及び事業者等の幅広い主体の参加を得て、当該学校施設等を活用した環境教育を実施すること。

附則 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。